

緊急犯罪の周知方法について

1 時系列

- (1) 午前10時30分頃、教育委員会事務局指導室より、「近隣住民から、パトカーが何台も止まっており、何か事件があったのかとの連絡があったが知っているか？」との連絡が防災危機管理課に入る。
- (2) 高島平警察署に確認をしたところ、女が刃物で殺傷され、犯人が逃走しているとの情報を得たことから教育委員会事務局指導室にその旨を伝える。
- (3) 午後0時頃に、教育委員会事務局指導室が全小中学校に対してメールを送信し、近隣校での方面別の一斉下校を指示する。
- (4) 被害場所周辺の学校に青色防犯パトロールカー3台を向かわせ、パトロールを実施させる。
- (5) 警察と協議した結果、午後1時43分緊急情報メールを送信する。

2 各家庭への周知方法

警察が区での情報配信が必要であると判断した場合、警察からの要請に基づいて、区公式ホームページ、ツイッター、防災緊急情報メール等を使用して情報配信する。

犯罪発生情報提供は、捜査にも影響を与えるため、警察が住民への危険性等を総合的に判断し、行われるものである。

3 注意喚起が遅くなった理由

警察によると、本事件は、同居人を殺傷した事案であり、犯行に使用した刃物は現場に遺留されていることを考えると、区民に対し被害が拡大するおそれは考えにくかったため、区への情報提供は行わなかったとのことである。

警察の正式なプレス発表の前にテレビ報道が先行してしまい、区民からの問い合わせが複数あったことから、警察と協議した結果、午後1時43分に緊急情報メールを送信したものである。